

くぬぎ山地区自然再生事業について

1 事業の趣旨

三富地域の一角に位置する通称「くぬぎ山地区」(川越市、所沢市、狭山市、三芳町)では、近年、廃棄物処理施設や資材置場等の立地が進み、貴重な緑が失われてきている。

このため、地元市町をはじめ、地権者、市民団体等と連携し、くぬぎ山地区の貴重な自然を守っていきこうとするものである。

2 事業の内容

- (1) 再生 改変された土地の緑化・荒廃した平地林の手入れ
- (2) 保全 緑地保全地区制度の導入・健全な平地林の手入れ
- (3) 活用 環境教育やレクリエーションの場・平地林の資源活用

3 取組内容

(1) 自然再生協議会での協議

- ア 設立目的 多様な主体による自然再生をめざす協議の場として、地域の発意により設立
- イ 根拠法 自然再生推進法(平成15年1月1日施行)
- ウ 設立年月日 平成16年11月6日
- エ 構成委員 70人(地権者、市民団体や個人、学識経験者、行政)
- オ 役割 全体構想の策定、実施計画の協議、連絡調整

(2) 緑地保全地区制度の導入

ア 制度の趣旨

良好な都市環境を確保するために、「都市緑地保全法」に基づき、次のような自然的環境を保全しようとする制度である。

- (ア) 無秩序な市街地化の防止、公害防止等のための遮断・緩衝地帯等
- (イ) 伝統的又は文化的意義を有する緑地
- (ウ) 風致・景観に優れ、住民の健全な生活環境の維持に必要な緑地
- (エ) 動植物の生息地・生育地として適正に保全する必要がある、住民の健全な生活環境の維持に必要な緑地

イ 主な行為制限

- (ア) 建築物その他工作物の新築、改築または増築
- (イ) 木竹の伐採等

ウ 規 制 許 可 制

エ 代 償 措 置

地権者が行為制限を受けることにより、土地の利用に著しい支障をきたす場合、県に対し、土地の買取りを請求できる。

オ 指定主体 埼 玉 県

カ 指定区域(案) 別図のとおり

キ 指定面積 約 1 2 0 ヘクタール

ク 今後の予定 平成 1 6 年 1 2 月 地権者説明会開催
平成 1 7 年度中 都市計画決定

○ 緑地保全地区 案

